

年 月 日

那覇市保健所長 宛

管理者 住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

印

診療用エックス線装置設置届

診療用エックス線装置を設置したので、医療法第15条第3項及び同法施行規則第24条の2の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1 病院又は診療所の名称	(フリガナ)		
2 開設場所	〒		
	TEL		FAX
3 設置年月日	年 月 日		
4 開設許可又は変更許可 年月日及び同指令番号	年 月 日 那覇市指令健保生第 号		

1. 放射線診療装置等に関すること

5. 診療用エックス線装置の構造設備の概要	エックス線発生装置 (呼称) :			
	製作者名			
	型式			
	台数			
	エックス線管高電圧発生装置の 定格出力	連続	キロボルト(kv) ミリアンペア(mA)	
		短時間	キロボルト(kv) ミリアンペア(mA)	
		蓄放式	キロボルト(kv) マイクロファラッド(μ F)	
	用途 (該当するものの□に☑とすること)	<input type="checkbox"/> 直接撮影用 <input type="checkbox"/> 透視用 <input type="checkbox"/> CT <input type="checkbox"/> 骨塩定量装置 <input type="checkbox"/> 口内法撮影用 <input type="checkbox"/> パノラマ撮影用 <input type="checkbox"/> 乳房撮影用 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	なるように遮へいする	エックス線管の容器及び照射線の利用線錐以外のエックス線量(空気カーマ率)	定格管電圧 50KV 以下の治療用エックス線装置 装置の接触可能表面から 5cm の距離において 1.0mGy/時以下	<input type="checkbox"/> 以下 <input type="checkbox"/> 超える
			定格管電圧 50KV を超える治療用エックス線装置 エックス線管焦点から 1m の距離において 10mGy/時以下	<input type="checkbox"/> 以下 <input type="checkbox"/> 超える
			定格管電圧 125KV 以下の口内法撮影用エックス線装置 装置の接触可能表面から 5cm の距離において 300mGy/時以下	<input type="checkbox"/> 以下 <input type="checkbox"/> 超える
			上記以外のエックス線装置 エックス線管焦点から 1m の距離において 0.25mGy/時以下	<input type="checkbox"/> 以下 <input type="checkbox"/> 超える
			コンデンサ式エックス線高電圧装置 エックス線管焦点から 1m の距離において 1.0mGy/時以下	<input type="checkbox"/> 以下 <input type="checkbox"/> 超える
	総濾過	定格管電圧が 70KV 以下の口内法撮影用エックス線装置 (1.5mmAl 当量以上)	mmAl 当量	
		定格管電圧が 50KV 以下の乳房撮影用エックス線装置 (0.5mmAl 当量以上・0.03mmMo 当量以上)	mmAl 当量 mmMo 当量	
輸血用血液照射エックス線装置、治療用エックス線装置及び上記以外のエックス線装置 (2.5mmAl 当量以上)		mmAl 当量		
透視用エックス線装置	透視中の患者への入射線量率は、入射面の利用線錐中心における空気カーマ率が 50mGy/分以下	<input type="checkbox"/> 以下 <input type="checkbox"/> 超える		
	操作者の連続した手動操作で作業中連続警告音等を発するようにした高線量率規制制御を備えた装置にあっては 125mGy/分以下	<input type="checkbox"/> 以下 <input type="checkbox"/> 超える		
	透視時間を積算することができ、透視中において一定時間が経過した場合に警告音等を発するタイマー	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	エックス線管焦点皮膚間距離が 30cm 以上になる装置又は当該皮膚焦点間距離未滿で照射することを防止するインターロック (ただし、手術中に使用する装置は 20cm 以上にすることができる)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	利用するエックス線管焦点受像器間距離において受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	利用線錐中の蛍光板、イメージインテンシファイア等の受像器を通過したエックス線の空気カーマ率が受像器の接触可能表面から 10cm の距離において 150 μ Gy/時以下	<input type="checkbox"/> 以下 <input type="checkbox"/> 超える		
	透視時の最大受像面を 3cm 超える部分を通過したエックス線の空気カーマ率が当該接触可能表面から 10cm の距離において 150 μ Gy/時以下	<input type="checkbox"/> 以下 <input type="checkbox"/> 超える		
撮影用エックス線装置	エックス線管焦点受像器間距離において受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置 (CT 装置は除く)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	定格管電圧 70KV 以下の口内法撮影用エックス線装置	エックス線管焦点皮膚間距離が 15cm 以上 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	定格管電圧 70KV を超える口内法撮影用エックス線装置	エックス線管焦点皮膚間距離が 20cm 以上 <input type="checkbox"/> 以上 <input type="checkbox"/> 未滿		
	歯科用パノラマ断層撮影装置	エックス線管焦点皮膚間距離が 15cm 以上 <input type="checkbox"/> 以上 <input type="checkbox"/> 未滿		

		移動型及び携帯型엑クス線装置	엑クス線管焦点皮膚間距離が20cm以上	<input type="checkbox"/> 以上 <input type="checkbox"/> 未満	
		CT 엑クス線装置	엑クス線管焦点皮膚間距離が15cm以上	<input type="checkbox"/> 以上 <input type="checkbox"/> 未満	
		乳房撮影用엑クス線装置 (拡大撮影を行う場合に限る)	엑クス線管焦点皮膚間距離が20cm以上	<input type="checkbox"/> 以上 <input type="checkbox"/> 未満	
		上記以外の엑クス線装置	엑クス線管焦点皮膚間距離が45cm以上	<input type="checkbox"/> 以上 <input type="checkbox"/> 未満	
	線装置	エび移動型及	移動型及び携帯型엑クス線装置及び手術中に使用する엑クス線装置は、엑クス線管焦点及び患者2m以上離れた位置において操作できる構造		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
			移動型及び携帯型엑クス線装置の保管	鍵のかかる等適切な保管場所 装置のキースイッチの適切な管理	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	ス接胸線撮部影集検用ツク間	利用線錐が角錐型となり利用する엑クス線管焦点受像器間距離において受像面を超えないように엑クス線照射野を絞る装置			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		受像器の一次防護遮へい体は、装置の接触可能表面から10cmの距離における空気カーマが $1.0\mu\text{Gy}/1$ ばく射以下			<input type="checkbox"/> 以下 <input type="checkbox"/> 超える
		被照射対の周囲には箱状の遮へい物を設け、遮へい物から10cmの距離における空気カーマが $1.0\mu\text{Gy}/1$ ばく射以下			<input type="checkbox"/> 以下 <input type="checkbox"/> 超える
	装治療用	ろ過板が引き抜かれたとき엑クス線の発生を遮断するインターロック			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
装口内置法	照射筒の端における엑クス線照射野の直径が6cm以下			<input type="checkbox"/> 以下 <input type="checkbox"/> 超える	
6. 엑クス線診療室の엑クス線障害防止に関する構造設備及び予防措置の概要	天井、床及び周囲の画壁等は外側における実効線量が $1\text{mSv}/\text{週}$ 以下			<input type="checkbox"/> 以下 <input type="checkbox"/> 超える	
	엑クス線診療室の構造設備	遮へい物	構造 ・ 材料 ・ 厚さ		
		遮へい物を設ける場所			
		天井			
		床			
		壁			
		監視窓			
		その他の開口部			
	엑クス線診療室と画壁等で区画された操作室 (該当する <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> をつけること)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無 (1000mAs/週以下で使用する口内法撮影装置) <input type="checkbox"/> 無 (患者近傍撮影 (乳房撮影、近接透視撮影等) 時) <input type="checkbox"/> 無 (機器から1mで $6\mu\text{Sv}/\text{時}$ 以下の骨塩定量分析装置) <input type="checkbox"/> 無 (機器表面で $6\mu\text{Sv}/\text{時}$ 以下の輸血用血液照射装置) <input type="checkbox"/> 無 (その他)		
	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		従事者用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		患者用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
엑クス線診療室である旨を示す標識			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
엑クス線装置を使用しているときは、엑クス線診療室の出入り口にその旨を表示			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
엑クス線診療室に2台以上の엑クス線装置を備えた場合は、엑クス線装置からの同時照射を防止する措置			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
管理区域	管理区域を設ける場所		別添図面の通り		
	管理区域の境界における実効線量が $1.3\text{mSv}/3$ 月以下		<input type="checkbox"/> 以下 <input type="checkbox"/> 超える		
	管理区域である旨の標識		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	管理区域への立入の制限措置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
境の地敷	病院又は診療所内の人が居住する区域及び敷地の境界における線量限度は実効線量が $250\mu\text{Sv}/3$ 月以下			<input type="checkbox"/> 以下 <input type="checkbox"/> 超える	

		病院又は診療所内の病室に入院している患者の被ばくする放射線（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が 1.3mSv/3 月以下	<input type="checkbox"/> 以下 <input type="checkbox"/> 超える	
		放射線診療従事者の被ばく測定器具 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 【種類・名称】 該当する□に☑をつけること <input type="checkbox"/>ガラスバッジ <input type="checkbox"/>ポケット線量計 <input type="checkbox"/>OSL 線量計 <input type="checkbox"/>TLD <input type="checkbox"/>その他() </div>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		放射線診療従事者等用の防護用具 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 【種類・名称】 該当する□に☑をつけること <input type="checkbox"/>プロテクター <input type="checkbox"/>防護手袋 <input type="checkbox"/>防護衝立 <input type="checkbox"/>その他() </div>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
エックス線装置使用場所 7. 移動型透視用	手術室・CT室・エックス線診療室	移動型透視用エックス線装置の保管状況	鍵のかかる等適切な保管場所	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
			装置のキースイッチの適切な管理	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
		管 理 区 域	管理区域を設ける場所	別添図面の通り
			実効線量が 1.3mSv/3 月以下	<input type="checkbox"/> 以下 <input type="checkbox"/> 超える
			管理区域への立入の制限措置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
			管理区域である旨の標識	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
			管理区域設定に係る記録	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

(注意)

- 1 エックス線発生装置ごとに記入する。
- 2 高電圧発生装置が2台ある場合は定格出力を2列に分けて記入する。
- 3 用途欄は、主たる使用目的を具体的に記入する。
診断用→直接撮影・断層撮影・乳房撮影・CT・移動型または携帯型
- 4 X線診療室以外に移動型・携帯型装置を保管する場合は鍵のかかる場所を記入する。
※医薬品医療機器等法の承認若しくは認証を装置一体で取得している場合はその型式を、それ以外の場合は高電圧発生装置の型式を記入する。

3. 放射線診療従事者等に関すること

放射線診療に従事する医師・歯科医師・診療放射線技師の氏名、経歴等		
氏名	職種	放射線診療に関する経歴
年 月 日		資格取得年月日： 免許登録番号：第 号
年 月 日		資格取得年月日： 免許登録番号：第 号
(注) 氏名の下に生年月日を付記すること		

(注意)

- 1 設置日とは、病院・有床診療所は使用許可日とし、無床診療所は漏えい線量測定実施後で、診療を開始した日とする。
- 2 開設許可番号等の記入について
病院及び法人診療所で開設許可又は開設許可事項変更許可がある場合は記入すること。
- 3 添付書類1、2、3に管理区域を明示すること。
- 4 添付書類3.に管理区域の標識、使用中の表示、注意事項の掲示した位置を明示すること。
- 5 該当しない欄は斜線で埋める。
- 6 漏えい線量測定は、装置の設置や使用室の構造を変更した後に行い、その測定結果を添付すること。ただし、法人化等により運営を継続させる場合であって、構造設備等に変更が無いときは、医療法施行規則第30条の22に基づき定期的に行っている測定結果（設置前6ヶ月以内のもの）を添付しても差支えない。
- 7 様式サイズは、A4とする。

(添付書類)

- 1 敷地図面 (病院・診療所)
- 2 管理区域を明示した隣接部の平面図 (病院・診療所)
- 3 使用室等の詳細図 (病院・診療所)
- 4 遮へい計算書等 (病院・診療所)
- 5 測定結果（診療用エックス線装置） (病院・診療所)
- 6 使用した測定機器の校正証明書の写し (病院・診療所)
- 7 装置の一覧表 (病院・診療所)
- 8 装置の仕様書（定格出力、型式の記載ページのみ）の写し (病院・診療所)